

## 平成30年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成30年6月4日（月）13時30分から15時30分まで

○場 所：木津川市立恭仁小学校 図書室

○出席者：榊原禎宏委員長、石割康平副委員長、岩瀬佳代子委員、  
仙田富久委員、市川忍委員、古川麻里恵委員、谷本和子委員、  
天井慎一委員、久保田江美委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、  
藤岡教育部次長兼学校教育課長、松田指導主事

### 1 開会

### 2 委員への委嘱状交付（机上配布）

### 3 教育長あいさつ 森永教育長より

### 4 委員・事務局紹介

### 5 木津川市いじめ防止等対策委員会について

資料No. 1「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明。

第1条、第2条において、当委員会はいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて学校におけるいじめ防止を始めとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関し必要な指導助言を行い、また重大事態の発生時には教育委員会の求めに応じ、調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。いじめ防止対策推進法については、資料No. 7に添付しているのでご参照いただきたい。

続いて、第3条、第4条について説明する。当委員会では第3条に示されている各分野の方々に構成されている。任期は2年である。ただしPTA代表の方については各校のPTA組織の任期が1年となっているため、本委員会においても1年で交代となっている。

次に本委員会の運営に関して説明する。第5条では本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の皆さまの互選により定めることとなっている。この後、決定するのでご協力をお願いしたい。

次に第6条について説明する。本条では会議の成立要件などを定めている。この委員会は情報公開や会議の透明性などから公開とすることが、木津川市審

議会等の公開に関する規程により定められている。詳細については次の説明で行う。

ここまで説明について質問があればお受けしたい。  
→特になし。

#### 6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No. 3により、会議の公開について説明する。先ほど会議については公開すると説明したが、方法については会議の傍聴を認めることにより行う。

資料No. 4「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」をご覧ください。本会議において、個別の事象等秘密性の高い事案について取り扱う場合は本規程第3条第2項の適応とし、非公開とする。つまり、加害者・被害者の個人名が出る、個別事象について報告を行う場合や個人の家庭環境やプライバシーに関わる内容を取り扱う場合は、非公開としている。

続いて、議事録について説明する。事務局で作成し、議長と議長が指名した議事録署名委員1名の署名を頂いて議事録とする。なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、発言の要点を整理したものとして作成する。また、この議事録はホームページにも掲載するのでご了承いただきたい。

当委員会の守秘義務については資料No. 3の5ページに記載のとおりであるので、ご確認をお願いしたい。

事務局からの説明は以上であるが、質問等あればお受けしたい。  
→特になし。

#### 7 委員長・副委員長選出

当委員会条例第5条では、「委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。」となっている。選出についてご意見を頂戴したい。

委員 昨年まで委員長、副委員長を経験頂いている榊原委員、石割委員が本年度も委員として選出されている。2年間の運営について素晴らしいものがあつたので、引き続きお勤め頂ければ、と思う。

事務局 ただいまご推薦頂いた件についていかがか？

委員 異議なし。

事務局 「異議なし」のご意見を頂戴したので、榊原委員に委員長を、石割委員に副委員長をお願いしたい。

#### 8 委員長あいさつ 榊原委員長

## 9 恭仁小のいじめ防止の取組について

### ・校長より

まず、学校の概要について説明したい。本校は全校児童数が44名、木のぬくもりが感じられる校舎で、歴史・自然・人が豊かな地域にある学校である。

学校の教育目標は「小規模校の良さを生かして、個性の伸長を図る。」「小規模校ゆえに意図的に育成すべき力として多様な他者と協働する力を育成する。」としている。

魅力ある教育活動を構築するにあたっての今年度の特徴として、2・3年生が複式学級になったこと、近隣の学校との小小連携を推進する加配教員の配置、また、新学習指導要領への移行期間の一年目として、道徳科のスタート、外国語活動の充実、「主体的・対話的で深い学び」を通して学習目標に迫る授業改善、効果的なカリキュラム・マネジメントの推進等が挙げられる。

では、本校のいじめ防止基本方針に掲げている未然防止策のうち、三つを紹介したい。

一つ目は人権教育の推進である。人権教育は基礎学力の定着、人権学習と各教科・領域の学習との関連付け、言い換えれば各教科・領域の学習において人権教育の視点を持つこと、また、集団の中での人間関係づくりといったあらゆる教育活動を通して、家庭・地域との連携や教職員の人権意識の高揚を図りつつ、行っている所である。これらの取組により児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業や集団、児童の「居場所づくり」となりいじめの未然防止に繋がると考えている。

また、人権週間で、一つ一つの学年ではなく、1・2、3・4、5・6年のブロック学年による人権学習や、児童による啓発活動、人権に関する絵本の読み聞かせ、人権作文の発表などを行っている。児童による啓発活動では、低学年は「友達の良い所 見つけたよ」を、高学年では人権標語を作成し、校内に掲示している。

二つ目は体験活動の充実である。4月からの体験活動としてはまず、異年齢交流として、異年齢班「なかよし班」で掃除や1年生を迎える会に取り組んだ。また、複式学級である2・3年生だけでなく他の学年でも、春の遠足等の行事や人権学習、総合的な学習の時間、体育科などでは異年齢の学年で学習している。

地域の方々や保護者にご協力を願う体験活動にも多く取り組んでいる。例えば、桜の下で琴の演奏を聴きながら、なかよし班で弁当を食べるお花見会、学校で代々受け継いでいる粃の選別から始まる米作り、また読み聞かせや交通安全教室でも地域の方々や保護者の協力を得ながら体験活動を進めている。

近隣の小学校と連携した学習では事前学習を含めた5年生の林間学習の取組、

6年生の総合的な学習の時間「地域の歴史を知ろう」ともに他校の前で自分たちの役割を果たすことができた。これらの体験学習では、活躍のできる場面を作り出すことで他者との関わりに自信を持ち、また自己有用感を感じ取ることが人との絆作りに繋がり、いじめの未然防止にも繋がると考えている。

三つ目はネットいじめの未然防止である。本校では年2回情報モラル教育を実施している。1回目は5月下旬に、低学年は「さるおくと学ぼう」という川崎市総合教育センター等に使用例が紹介されている教材を使用し誹謗中傷の問題について、高学年はNHKがNHK for schoolで配信しているスマホリアルストーリー「送った写真の行方は？」を使用し、写真の拡散の問題について学習した。

また、保護者向けには内閣府から出されている「ネットの危険からお子様を守るために今 保護者ができること」のリーフレットを用意した。子どもたちが授業の感想を書いたワークシートと共に配付し、子どもたちが情報モラル授業で学んだことを聞いてもらい、保護者にもそのことについて感想を書いてもらった。こういった取組をすることで、学校の情報モラル教育を知っていただき、ネットいじめの未然防止に対し保護者の協力を得られるようにしている。

最初に触れた学校の環境もいじめ防止に役立っているのではないかと考える。全ての教職員が全ての児童を知っており、また木造校舎が音を吸収してくれる等で、落ち着いた環境を後押ししてくれていると感じている。地域の方も児童をよく知ってくださっており、声掛けをしていただいていることも大きいと思われる。

いじめアンケートによると平成29年度の恭仁小学校でのいじめ認知件数は23件、その後、解消件数が23件となっており、全て年度内で解消できている。平成30年度の第一回調査は6月下旬に実施する予定でその後、個別の聞き取り調査を実施する。いじめに当たるか否かはいじめられた児童の立場に立って判断するものであり、心身の苦痛を感じているのであれば、いじめとして認知されるべきだと考えている。「いやな思いをしたことがあった。」と回答した児童に対し、どのような対応が必要かを検討していく。現実から目をそむけるのではなく、教員がいじめを発見する力を高めていきたいと思っている。

Q、昨年度の23件の内容はどのようなものか？

A、「嫌なことを言われた。」が多くを占めていた。深刻なものは無かった。

・学校視察

10 議事

(1) 議事録署名委員の指名

岩瀬委員を指名

(2) 木津川市いじめ防止基本方針について

資料No. 5により事務局が説明。

第12条の規定により方針を作成したが、この第12条に学校の基本方針の策定義務、地方公共団体の策定努力義務が記載されている。市におけるいじめ防止等のための対策を総合的且つ効果的に推進するために平成26年4月に策定した。制定内容は市立中小学校におけるいじめ防止等の対策の基本的な方法を示すと共にいじめ防止や早期発見、いじめへの対処を体系的且つ計画的に実施できる様、講ずべき対策の内容を具体的に示している。前期から引き続き就任頂いている委員におかれましては以前に見ていただいているが、改めてご確認いただきたい。

まず、基本方針の構成について説明する。1ページからいじめに対する基本認識について記載している。続いて、3ページからいじめの未然防止、5ページからいじめの早期発見の重要性とその対処について、7ページからいじめが起こった際の対応、9ページからいじめ問題に取り組む体制の整備、11ページからインターネット上のいじめへの対応、13ページから重大事態への対処、そして14ページから学校におけるいじめ防止基本方針について記載している。

今年度4月に京都府のいじめ防止対策基本方針が改定された。これを受け当市の基本方針も5月に改定した。改定された7つのポイントについて説明する。

一点目 いじめ認知の判断についてである。2ページ 3)で「いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起し等によっていじめを把握するよう努力しなければなりません。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが重要です。」としている。いじめの認知判断についてこの文書を追記した。

二点目 府でも重要視するようになった幼児期教育の取組の推進である。3ページ (2)豊かな心の育成の部分において「幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進します。」を追記した。改定前は「(2)道徳教育の充実」としていたが、もう少し大きく捉えることを目的とし「豊かな心の育成」との項目に変更し、幼児期教育についての文言を追加したものである。基本方針自体は小中学校の内容にはなっているが、幼児期の取組を受けて系統性を認識し、重要視することとした。

三点目 いじめの早期発見と相談に関する心構えである。6 ページ 9) を追記している。いじめ発見に向けての心構えとして、「いじめが大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識する」等、見逃すことが無いよう注意していく必要があるということである。

四点目 教育環境・教育機会の確保である。7 ページ 下から4行目③ 「いじめを受けた児童生徒への教育機会の保障」に関する部分を追記した。いじめにより不登校になり、学習権が保障されないことが無いよう、別室指導や適応指導教室を利用し、対策を講じる旨追記した。

五点目 いじめ解消の要件である。8 ページ下から2行目②をご覧ください。昨年度の第二回 アンケート調査の結果報告時にも説明したが、国の基本方針が平成29年に改定され、いじめが解消している状態とは「少なくとも行為が止んで3ヶ月以上経っていること。」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。」の二つの要件が満たされていることとなった。それに伴い、市の要件も変更を行った。

六点目 組織の単独設置である。10 ページ下から2行目 ①を追記した。学校におけるいじめの対策組織は、例えば生徒指導部会や教育相談部会を兼ねるのではなく、単独で設置し未然防止等の対策や万一いじめ事象が起こった際の方向性などをしっかりと協議し対応しなければならないため、今回追記した。

七点目 学校評価への位置付けである。14 ページ 下から3行目「基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の検証と改善に努める」の部分である。学校評価とは学校の取組をチェック・評価し、次への改善に生かすという一連の取組である。その学校評価の項目にいじめ防止のための取組を位置づけることで確実にチェックし改善することができる。

改定ポイントは七点であるが、その他細かな修正をしている。例えば2 ページにいじめの構造を表した図がある。以前は加害者・被害者への対応のみを明記していたが、観衆や傍観者と位置付けられる周りの子どもへの対応について、今回明記した。(詳細は8 ページ) 他には道徳が教科化されたことで文言の修正を行うなどしている。

なお、資料No. 6 京都府いじめ防止基本方針を配布しているので、参考にご覧いただきたい。

Q、14 ページに盛り込まれた学校評価であるが、どのように行うのか？自己評価と学校関係者評価を併せて実施するものか？

A、まず取り組んだ部や教職員が評価をし、その後保護者や児童生徒のアンケ

ート結果等も併せ総合的に判断し、学校評価委員会が今年度の取組とし評価を行う。

Q、アンケートは例えば「困っていた時に先生が話を聞いてくれたか？」などといったものか？

A、概ねそういったもので、「毎日の学校は楽しかったか？」などといった設問で行う。

Q、3ページの幼児期の教育において、幼稚園等との連携は行うのか？

A、幼稚園、保育所担当課に基本方針を配布し説明している。小学校にはスタートカリキュラムというものがある。小学校一年生になった時に幼稚園・保育所とのギャップを感じ、学校に行きにくくなったり、うまく馴染めなかったりすることが無いようにするためのものであるが、それに生徒指導の観点も盛り込み連携できるようにしている。

意見 今回変更された部分、例えば「ふざけあいであっても注意深く見る。」や、「いじめ事象が止んでいるように見えるが、止んでから三ヶ月経過しなければ行為が止んだと認定できないため、引き続き注意する。」などといったことは、方針自体が改定される前から周知いただき、適切な対応をする様にしていたため、教育現場として対応が急に大きく変わった訳ではない。

意見 今回の改正も含め、大きな事象や法的問題に発展する前に解消されることが一番望ましいと考えている。

意見 重大事象が起こった市の校内委員会の外部委員として関わった事があった。その中で経験したことを踏まえ、気になったものが4点あった。

一つ目は校内委員会・校内組織の会議は独立したものとして行うとなっているが、その会議はどの位の頻度で開催されているものであるのか？何かあった際にその都度開催されるのが本来の形だと思うが、なかなか現実的に難しいとの声もある。

二つ目は校内組織の会議について、開催したという報告はあるが、その記録については議事録が存在しないことが多いと聞く。重大事態に至った時には開示請求もあるだろうし、資料として整備しているのか？あるいは今後整備する様指導するのか？逐一行うことは難しいと思うが、詳細について記録は必要であると考えます。

三つ目は国、府、市の方針も変わったが、学校の方針も改めていくと思われるが、その解釈で良いのか？

四つ目は教職員の研修である。校内でどのように行っているのか、また外部研修への積極的な参加はどうか。

A、校内組織の会議の頻度は学校により様々であり、特に指導は行っていない。ただし、いじめアンケートについては年2回実施しているので、その都度校内

委員会を開くよう指示している。

議事録は必ず残すような指示はしていないが、今後検討していかなければならないと考えている。子どもの事象や対応、指導内容についての報告書については提出する様指示している。

学校方針は改定する様、指示している。この夏休み終了までには改定される予定である。

研修は総合教育センター等で開催されているものに学校代表が参加し、校内で伝達講習を行う場合もあるし、各校でのアンケート実施後、結果に基づき注意が必要な児童生徒について情報共有を踏まえ研修を行うこともある。

意見 いじめアンケートを実施した際は必ず実施している。また、追跡調査時にも行っている。配慮が必要な児童生徒がいる場合、また気になる事態が発生した場合にも関係者により現状把握を行っている。

議事録については、正式な形で残していることは少ないと思われる。記録についてはメモ等では残している。今後の市教委からの指示を仰ぎたいと考えている。

学校方針は先ほどの回答のとおりである。

研修は最近の子どもの様子や法律等の変更があるので若手だけではなく、ベテランにとっても必要なものだと考えている。代表が行き、伝達する機会を設けている。

Q、府の方針の15ページに「保護者への情報提供」とあるが、市ではどの程度行うことを想定しているのか？学校からは担任教諭等を通じて聞くこともあられると思われるが、市教委から保護者宛ての通知等についてはどうか？

A、学校を通して保護者へ行うこととなる。現場である学校と保護者が話をすることが基本であり、その上で必要に応じ市教委も説明を行うこともある。

Q、学校で解決した場合は、市教委は入らないのか？

A、問題が解決し、学校と保護者の間で今後の方針等が決まり、入る必要が無ければ入らない。個別に判断を行う。

Q、保護者が市教委へ相談した場合はどうなるのか？

A、相談を受付け、学校へ連絡する形である。内容により入ることもある。

意見 一般論で言うと、まず児童生徒と学級担任また学年の教員が話をする。それでも解決しない場合に管理職である教頭、校長が携わる。保護者から見て、それでも解決していないと思われる場合に教育委員会が入るものと考えている。

A、市教委にはいじめ対策チームというものがあり、学校で解決しにくい、組織的に動く必要がある事象についてはそのチームで対応する。保護者からの意見により、学校だけでは解決しにくいと考えた場合に動くこともある。管理職や教員への指導、また今後の指導や体制について助言を行うこともできる。



Q、いじめ防止対策チームが動いていることは保護者に知らされるのか？

A、当該児童生徒の保護者に対して報告は行っている。

(3) 市内小中学校のいじめ調査について

資料No. 5 資料編5ページにより説明。

学校により実施時期等は多少異なることもあるが、これが市としての年間計画である。いじめアンケートを2回、1回目は6月～7月、2回目は10月末である。学校によっては三学期も行っている所もある。アンケート実施とともに教育相談週間を設けている。担任が個別の教育相談を行う。この中でアンケートに書かれていることや気になること、日頃感じていること等を話し、詳細を把握していく。アンケート内容については6～8ページのとおりである。発達段階により漢字等の表記は変えているが、内容は同じである。今年度よりアンケートの5つ目の項目を変更・追加した。「1の質問(1学期開始から今まで、次のようなことをされていやな思いをしたことはありましたか。)にひとつでも○をつけた人は、そのことを誰かに相談しましたか。」である。これまでは相談したかどうかのみであったが、当委員会の助言を受け、変更した。次回の委員会では1・2回目のアンケート結果について報告を行う。

続いて京都府のいじめ調査について資料No. 8により説明。

アンケートと個別に聞き取った内容からいじめ事象の認知を行う。認知したものをA～Dの4段階及び重大事態に振り分ける。Aは「要指導 いじめに係る行為は止んでいない状態」、Bは「要支援 いじめに係る行為は止んでいるが被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態」、Cは「見守り いじめに係る行為は止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、一定期間(三ヶ月を目安とする)が経過していない状態」、Dは「解消 いじめに係る行為は止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、一定期間(三ヶ月を目安とする)が経過している状態」である。重大事態というのは「いじめにより被害児童生徒に生命・心身または財産に重大な被害が生じた、あるいは相当な期間、年間30日を目安としているが学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの」としている。この重大事態はこの委員会で報告させていただくものである。

認知したいじめ事象の中で特に重大事態はもちろん、A・Bについては学校のいじめ防止対策委員会を経て、詳細を市教委へ報告することとなっている。学校と市教委が連携して解消に向けた取組を進めてまいりたい。昨年の二学期調査より一学期に認知したいじめの追跡調査を実施することとなっている。認知したものについてはA～Dに振り分け、A・B・Cについては解消するまで追跡調査することとなっている。

Q、資料No. 5 9ページからのチェックリストの使用についてはどうか？

A、学校で必要に応じて使用できる様、ひな形を示しているが、他の調査にこのチェックリストの内容を盛り込んで使用しているのが現状である。

Q、いじめアンケートの2-⑤「無理やり物をくれと言われた。」、⑥「無理やりお金をくれと言われた。」となっているが、物とお金を分けたのは昨年からか？

A、昨年からである。小学校ではお金を直接要求されるより、おごらされる事象が多い。

意見 情報や兆しを学校で見逃さないようにして頂くのが一番良いと考えている。また、一人で悩まず学校などに相談し、当委員会に報告いただくことで様々な解決策を創出できると思う。

#### (4) 意見交換

意見 部活動でのいじめが後になってから判明することが多い。いじめアンケートは学級で実施されるが、「部活についても記載して良い。」と実施時に説明頂けると書きやすいと思われる。

Q、回答する子どもたちがそういった場面を想定しているのかといった問題だと思われるが、これまでの実施結果に基づいてどのように考えているのか？

A、中学校では部活動での事象が多い。アンケートでも挙がってきている。またSNSでの問題も挙がっていることから、学校での全ての生活及び帰宅後のことも含め想定できていると考えている。ただし、アンケート実施時にも改めて説明することも良いかと思われる。

Q、市いじめ防止基本方針の12ページに「学校が取り組むべきこと」と記載がある。その中に「インターネット上のいじめに特化したアンケート等を実施することで・・・」とある。インターネット上のいじめに特化したアンケートはどういった形で行われてきたのか？

A、インターネット上のいじめは表面化しにくいと考えられ、注意が必要であることから基本方針でも項目を挙げて記載している。この内容のみのアンケートは無いが、個別相談の折、「SNSなどにいやな書き込みは無いか？」等を聞き取っている。

Q、いじめアンケートにて「パソコンや携帯電話等で傷つくようなことや、いやなことをされた。」と回答した者に聞き取りを実施しているのか。

A、お見込みのとおりである。現在はそういったやり方で実施している。

Q、認知したいじめ事象をA～Dに分けるのは誰が行うのか？

A、アンケート結果により学校が振り分けている。

Q、年に何回行っているのか？

A、年に2回、多い学校では3回行っている。

Q、解消要件が三ヶ月となっている。年2回では少ないのか？

A、アンケートは年二回だが、日々の子どもたちの様子を観察すること等によっても認知を行っている。解消については被害児童生徒がいやな思いをしていないか、続いているかという点を重視し、判断している。またその後も経過観察をしている。件数は全て、A・Bについては詳細を含め市教委へ報告が行われている。

意見 アンケートの実施時期も併せて考えると理解しやすいと思われる。1回目が大体6～7月、2回目が10月末となる。間隔で言えば3ヶ月半くらいとなる。

Q、これまでで言うと、1回目で報告があったものは2回目でほぼ解消しているという理解でよいか？

A、Cはあるが、ほぼ解消している状況である。Aで挙がってきたものについてはさらに詳細を確認している。Aについてはその行為をすぐに止めなければならない非常事態だと考えている。

#### (5) その他

特に無し。

#### 1.1 その他

第2回の定例対策会は平成31年2月を予定している。